

広川町農業委員会

第 10 回総会議事録

令和 3 年 5 月 13 日

広川町農業委員会第 10 回総会議事録

令和 3 年 5 月 13 日広川町農業委員会第 10 回総会が広川町役場 3 階大会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 4 号 非農地証明に関する件
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
議長	大石 義勝	6	馬場 敦子
会長代理	古賀 秀之	7	渡邊 和江
1	中村 和浩	8	鐘ヶ江 百合子
2	中村 正明	9	山崎 義史
3	山村 佳代子	10	稲員 雅史
4	梅本 康孝	11	野田 光浩
5	丸山 敬二郎	12	渡邊 鉄也

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
1	田中 秀典	欠	弓削 和幸
2	重野 秀夫	9	船越 誠治
欠	鹿田 勝師	10	野田 隆文
4	萩尾 喜久夫	11	山下 淳
5	丸山 和幸	欠	中島 和彦
6	馬場 啓介	欠	牛島 信二
7	中島 康則		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

事務局長 井上 新五 書記 川村 亮二 書記 熊添 博

会長代理 開会のあいさつ

事務局 欠席委員の報告、並びに出席委員が過半数を満たし総会が成立する旨の報告

議長 本日は、報告事項4件、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号9件、第4号議案1件、第5号議案1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、4番 梅本康孝 委員、9番 山崎義史 委員さんを指名し審議に移ります。報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知、事務局の説明をお願いします。

事務局 第1項大字 六田 字 浅付1筆、借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：貸付人の都合により解約し解約後は福岡県農業振興推進機構へ売買する旨説明。

議長 事務局の説明が終わりました。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議長 次に進みます。第2項について事務局の説明をお願いします。

事務局 大字新代字上野町2筆借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：貸付人の都合により解約し解約後は別の農業者が借り受ける旨報告。

議長 説明が終わりました。これについて質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし。

議長 次に進みます。第3項について事務局の説明をお願いします。

事務局 大字広川字下川原1筆借受人：■■■■、貸付人：■■■■、理由：借受人の都合により解約し解約後については次の耕作者は決まっていない旨報告。

議長 説明が終わりました。これについて質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

事務局 大字日吉字八反田1筆 借受人：■■■■、貸付人：福岡県農業振興推進機構、理由：借受人の都合により解約し解約後は別の新規就農者が借り受ける旨報告。

議長 説明が終わりました。これについて質問意見等ありましたらお願いします。

全委員 質問なし

議長 次に進みます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件について 順位1 事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 水原 字 福田 3筆 、譲受人：■■ ■■、譲渡人：■■ ■■
農地法不許可の例外に該当する申請であることを説明

契約の種類：賃貸借の設定

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

2番 重野秀夫推進委員 申請人は「はなやぎの里」の事務所内に事務局があり、障害者の方達が農園として利用されるということです。

1番 田中秀典推進委員 申請地については、以前は貸付人の父親が耕作されていましたが、亡くなられたため、耕作不便ということで今回■■ ■■に貸付けたいということです。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

委員質問意見なし

議長 全員質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。順位2事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 大字 久泉 字 野内 1筆 、 譲受人：樋口 勲 、 譲渡人：■■ ■■
■■ 契約の種類売買

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

4番 萩尾喜久夫推進委員 申請地人は、事務局から説明があったとおり、去年買われた農地の隣接地を今回売買により取得したいということですのでご審議よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

11番 野田光浩委員 前回取得された農地は適切に管理されているのでしょうか。

事務局 適切に管理されています。

10番 稲員雅史委員 申請地は、何を植えられるんですか。

事務局 野菜を植えられるということです。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に関する件順位1事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 水原 字 南岩屋谷 7筆 、 申請人：■■■■、 転用目的：農地改良行為（一時転用）。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

1番 田中秀典推進委員 申請地は、農地改良後は栗を植栽し農地として利用されるということですのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらをお願いします。

8番 鐘ヶ江百合子委員 栗を植栽するのに盛土する必要があるのでしょうか。

事務局 申請地は、谷になっており現状のまま農地として耕作するのは非常に厳しいと思われます。

3番 山村佳代子委員 申請地周囲の農地は■■■■さんが所有されているのですか。

事務局 農地の他に山林も所有されています。

11番 野田光浩委員 事務局から説明があった擁壁は申請地の西側にあるのですか。

事務局 申請地の西側にあり、土砂流出を防止するために設置されています。

11番 野田光浩委員 搬入される土砂については、どのような土砂を搬入されるか注意する必要がありますと思いますが。

事務局 前回の申請の時に県環境事務所と合同で現地調査した時に土砂については、産業廃棄物的なものではないということを確認しております。

2番 中村正明委員 申請地の西側には広川ダムもありますが土砂流出等の被害は心配ないのですか。

事務局 申請地は、農地法以外にも県の土砂埋め立て条例による許可も要しますので、沈殿池の設置等による被害防止も指導されます。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。（賛成多数。）

議長 全会一致（賛成多数）で認める事とします。次に進みます。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に関する件順位1事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 広川 字 鳥越 7筆 、 譲受人：■■■■、 譲渡人：■■■■他5名 転用目的：保育園用地。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

10番 野田隆文推進委員 申請人は現在下広川小学校の西側で下広川保育園を運営されていますが大雨の時に冠水する被害が発生しますので、申請地に移転したいということです。尚、上下水道ともに完備されていることを申し添えます。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

8番 鐘ヶ江百合子委員 申請地に接した道路は狭いようですが。

事務局 今回、道路改良工事により道路幅員を拡幅されています。

3番 山村佳代子委員 現在の保育園はどうされるのですか。

事務局 現在の保育園については、■■■■が町から借りられた施設ですので移転後の跡地の利用については、まだ聞いていません。

11番 野田光浩委員 雨水については、基盤整備地区内へは流さないということでしょうか。

事務局 水利組合も、基盤整備地区内に流さないという条件を付けて水利承諾をされています。

議長 他に質問意見等が無ければ採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位2及び順位3については関連していますので一括審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位2 大字 川上 字 中園ノ一 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 転用目的：自宅建築用地の通行道路。 順位3 大字 川上 字 中園ノ一 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 転用目的：自宅建築用地。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

7番 中島康則推進委員 申請地の周囲は住宅が建っており、農地の集団性や作物等にも影響はないものと判断されますのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2及び順位3について質問意見等ありましたらお願いします。

8番 鐘ヶ江百合子委員 申請地の西側は家が建っているのですか。

事務局 申請地の西側については、譲渡人所有の■■■■さんの農地となっています。

2番 中村正明委員 住宅を建築する時に道路の幅は問題ないのでしょうか。

事務局 道路については、町道に敷地延長ということで建築申請がなされますので問題はありません。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位2及び順位3について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。議案第3号順位4について審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位4 大字 広川 字 浦山 2筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 転用目的：太陽光発電所用地。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

10番 野田隆文推進委員 申請地は、現在粟が植栽されている農地と山林を含めた土地を計画されており、雨水については自然流下により処理されるということです。北側のため池に土砂流出により被害が出た場合は申請人が復旧されることを申請人と当条の水利組合で確認しています。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位4について質問意見等ありましたらお願いします。

会長代理 古賀秀之委員 計画面積について教えてください。

事務局 計画面積は、14,962㎡となっています。

会長代理 古賀秀之委員 山林と農地の高低差はあるんですか。

事務局 高低差はほとんどありませんが、南側に緩やかな傾斜地となっております。

会長代理 古賀秀之委員 整地すると南斜面となり南側に雨水や土砂流出等の被害が発生することが心配されますが。

10番 野田隆文推進委員 申請地は、なるべく触らず現状のままで利用され被害がでないよう申請人をお願いしています。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位4について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位5について審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位5 大字 新代 字 屋敷 1筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 転用目的：特定建築条件付売買予定地。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 船越誠治推進委員 申請地は、住宅用地に囲まれており、現在自家用野菜を栽培されている。事務局の説明のとおり宅地を含めた申請をされておりますのでよろしく申し上げます

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位5について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 稲員雅史 委員 申請地は道路が狭いようですが建築許可は問題ないのでしょうか。

事務局 道路は町道として認定されており、セットバックされて建築申請されるということですので問題はありません。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位5について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位6、順位7、順位8について審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位6 大字 久泉 字 野内 3筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■ 転用目的：一般住宅用地 順位7 大字 久泉 字 野内 1筆 譲受人：■■■■、■■■■ 譲渡人：■■■■ 転用目的：一般住宅及び資材置場共有道路用地 順位8 大字 久泉 字 野内 1筆 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 転用目的：資材置場用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

8番 馬場啓介推進委員 申請地の場所については、事務局から説明があったとおりで以前は譲渡人の■■■■さんがブドウを栽培されていましたが、今はやめられて管理だけをされています。水利承諾と隣接農地の承諾も取られておりますので、転用に支障はないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位6、順位7、順位8について質問意見等ありましたらお願いします。

3番 山村佳代子委員 住宅用地への進入道路が狭いように思いますが。

8番 馬場啓介推進委員 町道に2m接しておりますので、敷地延長として建築許可は問題はありません。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位6、順位7、順位8について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。順位9について審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位9 大字 日吉 字 柳 4筆、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■、■■■■ 転用目的：貸倉庫用地

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

5番 丸山和幸推進委員 申請地は、長年耕作がされておらず荒廃した状態で申請人は貸倉庫として利用したいということですのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位9について質問意見等ありましたらお願いします。

11番 野田光浩委員 転用されることで周囲の田への水管理等への影響はないのでしょうか。

事務局 周囲に水稻を作付けられている農地はありませんので影響はないと思われます。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位9について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。議案第4号 非農地証明に関する件について審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 順位1 大字 新代 字 千貫 2筆、申請人：■■■■、申請理由 申請人の夫が転用許可を受けていたが、死亡したため長年転用されず荒廃しているため。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員さんの説明をお願いします。

9番 船越誠治推進委員 申請地の場所は事務局から説明があったとおりで、現況は荒廃して農地としての利用は不可能な状態となっています。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。順位1について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。次に進みます。議案第5号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地集積計画の承認について審議をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 説明 農業経営基盤強化促進法による所有権移転 2件 2筆 農業経営基盤強化促進法による利用権設定 55件 90筆

議長 事務局の説明が終わりましたので、委員さんのお意見質問はありませんか。

11番 野田光浩委員 利用権設定で貸し付けられる■■■■さんが2年前に取得された集落内の農地の耕作状況についてお聞きしたい。

事務局 2年前に取得された集落内の農地については知り合いから機械を借りて水稻を作付けられており、今年も水稻を作付けられるということです。

議長 他に質問意見等が無いようでしたら採決に移ります。広川町農用地集積計画の承認について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。(賛成多数。)

議長 全会一致(賛成多数)で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 古賀 秀之 以上をもちまして、第10回農業委員会総会を終了します。ありが

ありがとうございました。